

障害発生時における通知方法の変更に伴う株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（障害発生時の取扱い） 第 35 条 （略） 2 前項に規定する場合には、機構は、速やかにその旨を、<u>Target</u> <u>保振サイト接続</u>その他の手段により機構加入者に通知する。</p>	<p>（障害発生時の取扱い） 第 35 条 （略） 2 前項に規定する場合には、機構は、速やかにその旨を、<u>ファクシ</u> <u>ミリ</u>その他の手段により機構加入者に通知する。</p>

2 附 則

この改正規定は、平成 27 年 2 月 2 日から施行する。

以 上